

かなざわ空き家活用バンク運用規程

(平成 22 月 6 月 4 日決裁)

改正 平成 23 年 3 月 30 日決裁

改正 平成 28 年 3 月 25 日決裁

改正 平成 29 年 3 月 24 日決裁

改正 平成 31 年 3 月 22 日決裁

改正 令和 3 年 4 月 1 日決裁

改正 令和 5 年 10 月 2 日決裁

(目的)

第 1 条 この規程は、まちなか（金沢市定住の促進に関する条例（平成 13 年条例第 5 号）第 2 条第 1 項に定める区域をいう。）における空き地、空き家及び空き住戸並びにまちなか以外の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）（以下「法」という。）第 7 条第 2 項に規定する市街化区域における空き家及び空き住戸の有効活用を通して、移住者等による人口の増加及びまちなかの活性化を図るため、かなざわ空き家活用バンクの運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 まちなかに存する土地で、現に使用していないもの又は今後使用しないことが確実なものをいう。
- (2) 空き家 まちなか及びまちなか以外の法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に存する専用住宅又は併用住宅（以下「専用住宅等」という。）のうち、町家に該当しない専用住宅等で、現に使用していないもの（建築後使用されたことのない専用住宅等にあつては、建築工事が完了した日から起算して 1 年を経過したものに限る。）又は今後使用しないことが確実なものをいう。
- (3) 空き住戸 まちなか及びまちなか以外の法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に存する昭和 56 年 6 月以降に建築された共同住宅のうち、1 の住戸の面積が 50 平方メートル以上で、現に使用していないもの（建築後使用されたことのない住戸にあつては、建築工事が完了した日から起算して 1 年を経過したものに限る。）又は今

後使用しないことが確実なものをいう。

(4) 町家 昭和 25 年以前に伝統構法により建築された木造建築物をいう。

(5) かなざわ空き家活用バンク まちなかに存する空き地、空き家若しくは空き住戸又はまちなか以外の法第 7 条第 2 項に規定する市街化区域に存する空き家若しくは空き住戸で、売却し、又は賃貸しようとするものに関する情報を、インターネットを通して一般に提供するシステムをいう。

(6) 所有者等 空き地、空き家又は空き住戸に係る所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(運用上の注意)

第 3 条 この規程の規定は、かなざわ空き家活用バンク以外による空き地、空き家又は空き住戸の取引を制限するものではない。

2 かなざわ空き家活用バンクは、空き地、空き家又は空き住戸の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約について直接関与しない。

(管理者)

第 4 条 かなざわ空き家活用バンクの管理は、金沢市（以下「バンク管理者」という。）が行う。

(登録申込み等)

第 5 条 かなざわ空き家活用バンクの登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、かなざわ空き家活用バンク申請フォームにより登録申込みをしなければならない。

2 バンク管理者は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容等について審査し、支障がないと認めたときは、かなざわ空き家活用バンクに登録しなければならない。

3 バンク管理者は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

(情報の提供)

第 6 条 バンク管理者は、登録した空き地、空き家又は空き住戸に係る情報を速やかに、金沢市が開設するホームページにより提供するものとする。

(登録情報の変更の届出)

第 7 条 第 5 条第 3 項の規定による登録の通知を受けた所有者等は、当該登録事項に

変更があるときは、遅滞なく変更の内容をバンク管理者に申し出なければならない。

（登録情報の削除等）

第8条 バンク管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、登録した空き地、空き家又は空き住戸の情報の全部又は一部を削除することができる。

- (1) 空き地、空き家又は空き住戸に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 所有者等が登録の抹消を希望したとき。
- (3) 登録した空き地、空き家又は空き住戸の情報の内容に錯誤があると認めたとき、その他登録が不適切とバンク管理者が認めたとき。

2 前項第1号又は第2号の場合において、所有者等は、遅滞なく削除の内容をバンク管理者に申し出なければならない。

（仲介不動産業者の選定の依頼）

第9条 申込者は、第5条第1項の登録の申し込みに当たり、空き地、空き家又は空き住戸の取引に係る仲介業者が定まっていないときは、バンク管理者に仲介不動産業者の選定を依頼することができる。

2 バンク管理者は、前項の規定により依頼があったときは、公益社団法人石川県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会石川県本部に仲介不動産業者の選定を依頼するものとする。

3 バンク管理者は、公益社団法人石川県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会石川県本部から前項の依頼に係る仲介不動産業者を選定した旨の通知があったときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 バンク管理者は、個人情報保護の重要性を認識し、かなざわ空き家活用バンクの運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うものとする。

2 バンク管理者は、かなざわ空き家活用バンクの運用に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 バンク管理者は、かなざわ空き家活用バンクの運用に関して、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

（雑則）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 2 日から施行する。